

# 目 次

申請・届出関係一覧表	p 2
1. 登録の申請	p 3
2. 毒物劇物取扱責任者の設置届	p 8
3. 登録の更新申請	p 1 2
4. 登録票の書換え交付申請	p 1 4
5. 登録票の再交付申請	p 1 6
6. 変更届	p 1 8
7. 毒物劇物取扱責任者の変更届	p 2 1
8. 廃止届	p 2 4
9. 添付書類の省略	p 2 6
10. 管理上の注意点	p 2 7
添付書類の様式例	p 3 3

# 申請・届出関係一覧表

●: 必須書類 ○: 場合によって必要な書類

事項	必要書類	手数料 (現金)
申請関係 <b>登録申請</b> * 登録は店舗ごとに必要	● 毒物劇物販売業登録申請書 ○ 店舗平面図 ※1 ○ 定款若しくは寄附行為又は登記事項証明書(法人) : 6か月以内のもの ○ 毒物劇物貯蔵設備の概要図又は写真 ※2 ○ 毒物劇物取扱責任者設置届及び添付書類 ※2 ※1 オーダー販売業は付近の見取り図(同一フロアに複数の店舗等がある場合には当該フロア全体の配置図) ※2 オーダー販売業は不要	14,700 円
届出関係 <b>毒物劇物取扱責任者設置届</b> * 登録申請と同時に届出 * オーダー販売業は不要	● 毒物劇物取扱責任者設置届 ● 責任者の資格を証する書類 ● 責任者の診断書: 3か月以内のもの ○ 雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類	なし
申請関係 <b>登録更新申請</b> * 6年ごとの更新	● 毒物劇物販売業登録更新申請書 ● 旧登録票	6,400 円
申請関係 <b>登録票書換え交付申請</b> * 申請者の氏名又は住所、店舗の名称、店舗所在地の住居表示に変更があった場合に申請できます	● 登録票書換え交付申請書 ● 旧登録票 ○ 変更届及び添付書類	2,400 円
申請関係 <b>登録票再交付申請</b> * 登録票を破り、汚し、又は失った場合に申請できます	● 登録票再交付申請書 ● 旧登録票(又は紛失理由書)	4,000 円
届出関係 (変更後や廃止後三十日以内に提出) <b>変更届</b> 〈届出の必要な変更事項〉 ① 営業者の氏名又は住所 ② 店舗の名称 ③ 店舗の構造設備の主要部分 ④ 一般販売業 ⇒ オーダー販売業 ⑤ オーダー販売業 ⇒ 一般販売業	● 変更届 ----- 《営業者氏名》 ○ 定款若しくは寄附行為又は登記事項証明書(法人) : 6か月以内のもの ----- 《営業者住所》 ○ 定款若しくは寄附行為又は登記事項証明書(法人) : 6か月以内のもの ----- 《構造設備》 ○ 変更前後の平面図・毒物劇物貯蔵設備の概要図等 《一般 ⇒ オーダー》● 旧登録票 ----- 《オーダー ⇒ 一般》 ● 店舗平面図 ● 毒物劇物貯蔵設備の概要図又は写真 ● 毒物劇物取扱責任者設置届及び添付書類 ● 旧登録票	なし
届出関係 <b>毒物劇物取扱責任者変更届</b> * オーダー販売業は不要	● 毒物劇物取扱責任者変更届 ● 責任者の資格を証する書類 ● 責任者の診断書 ○ 雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類	なし
届出関係 <b>廃止届</b>	● 廃止届 ● 登録票	なし

# 1 登録の申請

毒物又は劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列しようとする者は店舗ごとに販売業の登録が必要です。

次のような場合には、新規の登録申請が必要です。

- ① 初めて店舗を開設する場合
- ② 営業者が変わる場合（相続、譲渡、個人から法人、法人の合併など）
- ③ 登録の種類が変わる場合  
（農業用品目販売業を一般販売業に変更する場合など）
- ④ 全面改築の場合（既存の店舗を取り壊して新築する場合）  
\* 改装や一部分の改築は変更として取り扱います。
- ⑤ 仮店舗を開設する場合（既存の店舗を全面改築する際などに、仮店舗で毒物劇物の販売を行う場合）
- ⑥ 店舗を移転する場合  
（同一ビル内で階を移る場合も必要（オーダー販売業を除く））
- ⑦ 登録更新申請を期間内にしなかった場合（期限切れ新規）

また、販売業のうち、毒物劇物を直接取り扱わない者は、オーダー販売業といい、登録票に「オーダー」と明記しています。オーダー販売業では毒物劇物の貯蔵、陳列、運搬等をしないため、取扱責任者及び貯蔵設備の設置が免除されます。

なお、毒物劇物の受注又は発注を行うだけでもオーダー販売業に該当し、登録が必要になります。

	オーダー以外	オーダー
販売・授与	可	可
貯蔵・陳列 (サンプルを含む)	可	不可
運搬・運送手配	可	不可
取扱責任者	要	不要
貯蔵設備	要	不要

(1) 必要な書類等《申請手数料：14,700円（現金）》

(ア) 毒物劇物を直接取り扱う場合

- ① 毒物劇物販売業登録申請書  
（毒物及び劇物取締法施行規則別記第2号様式）（p6）
- ② 店舗の平面図（書き方の詳細はp7参照）  
**\* スーパーマーケット、ビル等同一フロアに複数の店舗等がある場合は、当該フロア全体の配置図も提出してください。**
- ③ 毒物劇物貯蔵設備の概要図又は写真（書き方の詳細はp7参照）
- ④ 申請者が法人である場合は、定款若しくは寄附行為又は登記事項証明書  
：**発行後6か月以内のもの**
- ⑤ 毒物劇物取扱責任者設置届及び添付書類（p8～p11）

これらの書類の一部は省略できる場合があります。（p26参照）

(イ) 毒物劇物を直接取り扱わない場合（オーダー販売業）

- ① 毒物劇物販売業登録申請書  
（毒物及び劇物取締法施行規則別記第2号様式）（p6）  
**\* 備考欄に「オーダー」と記載してください。**

- ② 付近の見取り図  
(同一フロアに複数の店舗等がある場合は、当該フロア全体の配置図)
- ③ 申請者が法人である場合は、定款若しくは寄附行為又は登記事項証明書  
：**発行後6か月以内のもの**

③については、省略できる場合があります。(p 26 参照)

(2) 記載上の留意点

- ① 登録の種類  
一般販売業、農業用品目販売業、特定品目販売業のいずれか該当するものを○で囲んでください。
- ② 店舗の名称  
薬局開設若しくは医薬品販売業の許可又は毒物劇物製造(輸入)業の登録を既に受けている場合はその許可証等に記載されている名称を記載してください。
- ③ 店舗の所在地  
住居表示のとおり記載し、ビル等の場合には、「○○ビル○○階○○号室」等詳しく記載してください。
- ④ 備考
- ・申請者の欠格事項について、有・無のいずれか該当するものを○で囲んでください。有の場合は、その内容も記載してください。
  - ・薬局開設、医薬品販売業の許可あるいは毒物劇物製造(輸入)業の登録を既に受けている場合は、その旨及びその許可(登録)番号及び許可(登録)年月日を記載してください。また、申請中の場合は、その旨を記載してください。
  - ・毒物劇物を直接取り扱わない場合(オーダー販売業)は、オーダーと記載してください。
  - ・店舗の電話番号を記載してください。
- ⑤ 申請者の住所、氏名
- ・住所について、個人の場合は現住所、法人の場合は登記された本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
  - ・氏名について、法人の場合は登記された法人名及び代表者の氏名を記載してください。

<記載例>

<p style="text-align: center;">一 般 販 売 業</p> <p style="text-align: center;">毒物劇物 農業用品目販売業 登録申請書 ①</p> <p style="text-align: center;">特 定 品 目 販 売 業</p>	
店 舗 の 名 称	○ ○ ○ ○ ②
店 舗 の 所 在 地	高槻市○○町○○丁目○番○号○○ビル○○階○○号室 ③
備 考	法第5条 毒物及び劇物取締法第19条 申請者 第2項若しくは第4項の規定 欠格事項 により、登録を取り消され、 取り消しの日から起算して2年を経過していないこと。 有 無
	毒物劇物製造業 登録番号 第○○○○○号 登録年月日 ○年○月○日  TEL : ○○○-○○○-○○○○

一 般 販 売 業

上記により、毒物劇物の 農業用品目販売業 の登録を申請します。 ①

特 定 品 目 販 売 業

令和 年 月 日

住 所 { 法人にあっては、主たる事務所の所在地 }  
氏 名 { 法人にあっては、名称及び代表者の氏名 } ⑤

(宛先)  
高槻市長

一 般 販 売 業  
毒物劇物 農業用品目販売業 登録申請書  
特定品目販売業

店 舗 の 名 称	
店 舗 の 所 在 地	
備 考	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 0 10px;"> <p style="margin: 0;">法第5条 毒物及び劇物取締法第19条 第2項若しくは第4項の規定 により、登録を取り消され、 取り消しの日から起算して2 年を経過していないこと。</p> </div> <div style="border-left: 1px dashed black; padding: 0 10px;"> <p style="margin: 0;">有 ( ) 無</p> </div> </div>
TEL :	

一 般 販 売 業  
上記により、毒物劇物の 農業用品目販売業 の登録を申請します。  
特定品目販売業

令和 年 月 日

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(宛先)  
高 槻 市 長

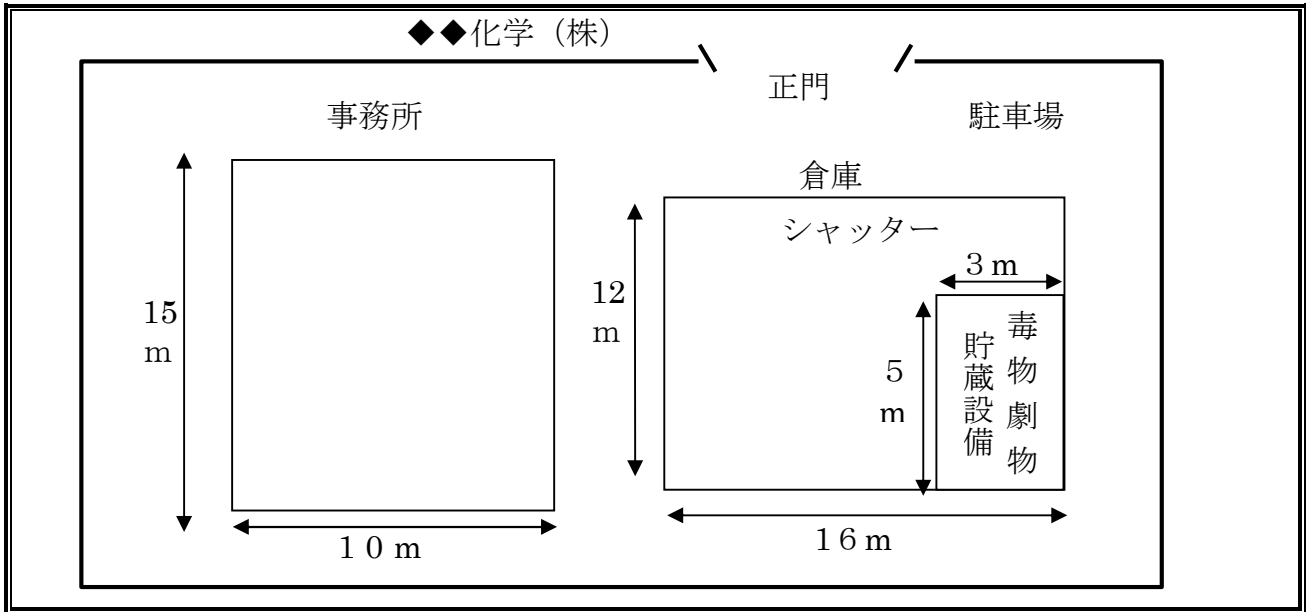
(3) 店舗平面図の記載方法

定規等を用いて縮尺で正確に作成してください。(建築関係図面の転用可)

- ① 出入口、通路を記載してください。
- ② 毒物劇物の貯蔵設備を記載してください。
- ③ 店舗の所在地と離れた場所に倉庫がある場合は、その所在地も記載してください。

**\* なお、薬局との兼業の場合、調剤室には毒物劇物貯蔵設備を設置しないでください。**

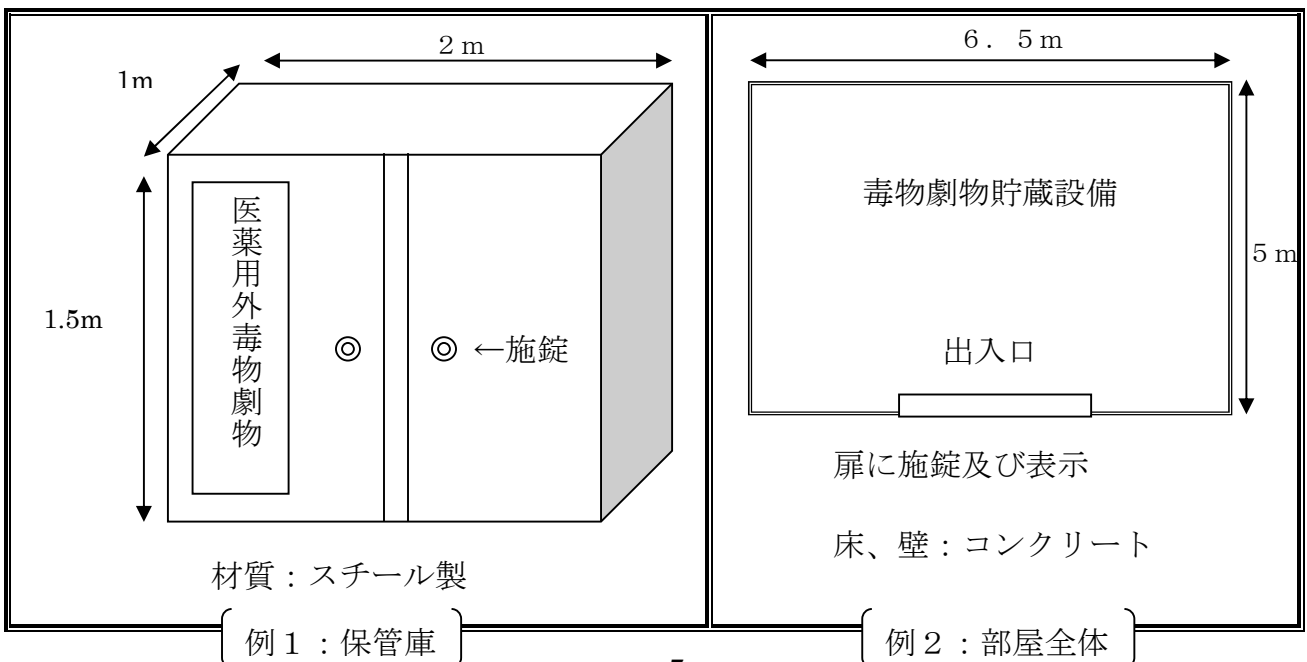
<平面図記載例>



(4) 毒物劇物の貯蔵設備の概要図又は写真

- ① 施錠及び「医薬用外毒物劇物」の表示が確認できるものにしてください。
- ② 床、壁の材質、施錠、表示について記載してください。  
なお、入口が複数箇所ある場合は各々の施錠、表示箇所を図示してください。
- ③ 貯蔵設備の寸法を記載してください。

<貯蔵設備記載例>



## 2 毒物劇物取扱責任者の設置届

### (1) 必要な書類等

- ① 毒物劇物取扱責任者設置届  
(毒物及び劇物取締法施行規則別記第8号様式) (p 11)
- ② 毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類 (p 9参照)
- ③ 雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類【様式例1】(p 34)  
営業者又は法人の役員が毒物劇物取扱責任者を兼務する場合は不要です。  
その際は届出書の備考欄にその旨、当該店舗における勤務時間、休日及び  
毒物劇物取扱責任者として専任する旨を記載してください。
- ④ 毒物劇物取扱責任者が法第8条第2項第2号及び第3号に該当しないこと  
を証する医師の診断書：**発行後3か月以内のもの**【様式例2】(p 35)

これらの書類の一部については、省略できる場合があります。(p 26参照)

### (2) 記載上の留意点

- ① 業務の種別  
一般販売業、農業用品目販売業、特定品目販売業の別を記載してください。
- ② 登録番号及び登録年月日  
登録申請と同時に提出する場合には記載しないでください。
- ③ 毒物劇物取扱責任者の資格欄上段  
法第8条第1項の第何号に該当するかを次の区分により記載してください。  
法第8条第1項第1号・・・薬剤師  
法第8条第1項第2号・・・応用化学に関する学課を修了した者  
法第8条第1項第3号・・・知事の行う試験の合格者  
なお、同項第3号に該当する場合には、( ) 内記載の一般毒物劇物  
取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験又は特定品目毒物劇物取扱者  
試験のいずれに合格した者であるかを○で囲んでください。
- ④ 毒物劇物取扱責任者の資格欄中段  
毒物劇物取扱責任者の生年月日を記載してください。
- ⑤ 毒物劇物取扱責任者の資格欄下段  
毒物劇物取扱責任者の欠格事項について、有・無のいずれか該当するもの  
を○で囲んでください。有の場合は、その内容も記載してください。
- ⑥ 備考  
営業者又は法人の役員が毒物劇物取扱責任者を兼務する場合は、その旨、  
当該店舗における勤務時間、休日及び毒物劇物取扱責任者として専任する  
旨を記載してください。また、雇用契約書の写しを添付する等添付書類中  
に毒物劇物取扱責任者が当該店舗に専任する旨の記載欄が無い場合も専  
任する旨を記載してください。
- ⑦ 届出者の住所、氏名
  - ・住所について、個人の場合は現住所、法人の場合は登記された本店又は  
主たる事務所の所在地を記載してください。
  - ・氏名について、法人の場合は登記された法人名及び代表者の氏名を記載  
してください。



(3) 毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類

① 法第8条第1項第1号に該当する者にあつては、薬剤師免許証の写し (原本も持参のこと)

② 法第8条第1項第2号に該当する者にあつては、次のア～オの区分のとおりです。

ア 大学で次の応用化学に関する学課を修了した者にあつては、卒業証書の写し (原本も持参のこと) 又は卒業証明書

応用化学に関する学課

- a 薬学部
- b 理学部、理工学部又は教育学部の化学科、理学科（化学専攻のものに限る。）、生物化学科等
- c 農学部、水産学部又は畜産学部の農業化学科、農芸化学科、農産化学科、園芸化学科、水産化学科、生物化学工学科、畜産化学科、食品化学科等
- d 工学部の応用化学科、工業化学科、化学工学科、合成化学科、合成化学工学科、応用電気化学科、化学有機工学科、燃料化学科、高分子化学科、染色化学工学科等

イ ア以外で化学に関する授業科目（当該分野に関する講義、実験及び演習）の単位数が、必修科目・選択科目等を合わせて28単位以上修得している又は必修科目の単位中50%以上である学科を修了した者にあつては、卒業証書の写し (原本も持参のこと) 又は卒業証明書、及び単位修得証明書(※)

化学に関する授業科目

- 工業化学、無機化学、有機化学、化学工学、化学装置、化学工場、化学工業、化学反応、分析化学、物理化学、電気化学、色染化学、放射化学、医化学、生化学、バイオ化学、微生物化学、農業化学、食品化学、食品応用化学、水産化学、化学工業安全、化学システム技術、環境化学、生活環境化学、生活化学、生物化学基礎、素材化学、材料化学、高分子化学、地球環境化学、工業技術基礎（化学）、課題研究（化学）、有機構造解析、無機材質学、マテリアル工学、高分子合成、食品工学、代謝生物学、機器分析、環境評価、環境リスク管理 等

ウ 高等専門学校工業化学科、又はこれに代わる応用化学に関する学課を修了した者にあつては、卒業証書の写し (原本も持参のこと) 又は卒業証明書(※)

ただし、学科名により判断できない場合には、化学に関する科目（イを準用）を28単位以上修得していること。この場合、単位修得証明書も必要。

エ 高等学校において、化学に関する科目（イを準用）を25単位以上修得し、応用化学に関する学課を修了した者にあつては、卒業証書の写し (原本も持参のこと) 又は卒業証明書、及び単位修得証明書(※)

オ 専門課程を置く専修学校（専門学校）において、化学に関する科目（イを準用）を25単位以上修得し、応用化学に関する学課を修了した者にあつては、卒業証書の写し (原本も持参のこと) 又は卒業証明書、及び単位修得証明書(※)

カ 大学院で応用化学に関する研究科（ア、イを準用し、イを準用する場合、大学と大学院の単位数を合算可）を修了した者にあつては、卒業証書の写し （原本も持参のこと） 又は卒業証明書  
ただし、イを準用する場合には、単位修得証明書も必要。（※）

（※）イからカに該当する場合、単位修得証明書にて卒業学科や卒業年月日等が確認できる場合は卒業証明書又は卒業証書の写しは添付不要です。

③ 法第8条第1項第3号に該当する者にあつては、毒物劇物取扱者試験の合格証の写し （原本も持参のこと）

毒物劇物取扱責任者設置届

業 務 の 種 別		毒物劇物	販売業
登 録 番 号 及 び 登 録 年 月 日		毒 第 号	年 月 日
店 舗	所 在 地		
	名 称		
毒 物 劇 物 取 扱 責 任 者	氏 名		
	住 所		
	資 格	法 第 8 条 第 1 項 第 号 ( 一 般 毒 物 劇 物 取 扱 者 試 験 農 業 用 品 目 毒 物 劇 物 取 扱 者 試 験 特 定 品 目 毒 物 劇 物 取 扱 者 試 験 )	
		法 第 8 条 第 2 項 第 1 号	生 年 月 日
の 毒 物 劇 物 取 扱 責 任 者 欠 格 取 扱 事 項	法 第 8 条 第 2 項 第 4 号 毒 物 若 し く は 劇 物 又 は 薬 事 に 関 する 罪 を 犯 し、罰 金 以 上 の 刑 に 処 せ され、そ の 執 行 を 終 り、又 は 執 行 を 受 け る こ と が な く な っ た 日 か ら 起 算 し て 3 年 を 経 過 し て い な い こ と	有 ( )  無	
備 考	TEL :		

上記により、毒物劇物取扱責任者の設置の届出をします。

令和 年 月 日

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(宛先)  
高槻市長

### 3 登録の更新申請

毒物劇物販売業の登録を受けた者が、引き続き同一の毒物劇物販売業の登録を受ける場合は、有効期間の満了する10日前（本市の休日を除く）までに、登録更新申請を行ってください。

(1) 必要な書類等《申請手数料：6,400円（現金）》

- ① 毒物劇物販売業登録更新申請書  
（毒物及び劇物取締法施行規則別記第5号様式）（p13）
- ② 登録票（紛失した場合には、紛失理由書【様式例3】（p36））

#### <注意事項>

記載事項に変更があって、変更届を提出していない場合には、変更届を同時に提出してください。なお、登録更新申請と同時に登録票の記載事項を変更する場合は、変更届を提出すれば登録票書換え交付申請書の提出は不要です。

(2) 記載上の留意点

- ① 登録の種類  
一般販売業、農業用品目販売業、特定品目販売業のいずれかを○で囲んでください。
- ② 登録番号及び登録年月日  
登録年月日は、登録票に記載されている有効期間の開始年月日を記載してください。登録票の発行年月日を登録年月日と間違えないよう留意してください。
- ③ 店舗の名称  
登録票に記載されている店舗の名称を記載してください。  
ただし、変更した場合には、変更後の名称を記載してください。
- ④ 店舗の所在地  
登録票に記載されている店舗の所在地を記載してください。なお、住居表示に関する法律に基づき地名番地等に変更が生じた場合は、変更後の所在地を記載し、備考欄には旧の表示を記載してください。また、申請者の住所が表示変更になったときも同様とします。
- ⑤ 毒物劇物取扱責任者の住所及び氏名  
毒物劇物取扱責任者の住所又は氏名に変更のあった場合は、変更後の住所又は氏名を記載し、備考欄に「毒物劇物取扱責任者の住所・氏名変更」と記載してください。
- ⑥ 備考  
年途中の登録日を年始に繰り上げようとする場合には、備考欄に「〇〇年1月1日繰り上げ更新希望」と記載してください。
- ⑦ 申請者の住所、氏名
  - ・住所について、個人の場合は現住所、法人の場合は登記された本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
  - ・氏名について、法人の場合は登記された法人名及び代表者の氏名を記載してください。

一般販売業  
毒物劇物 農業用品目販売業 登録更新申請書  
特定品目販売業

登録番号及び 登録年月日	毒第 号 年 月 日
店舗の名称	
店舗の所在地	
毒物劇物取扱責任者 の住所及び氏名	
備考	TEL :

上記により、毒物劇物の 一般販売業 農業用品目販売業 の登録の更新を申請します。  
特定品目販売業

令和 年 月 日

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(宛先)  
高槻市長

## 4 登録票の書換え交付申請

登録票の記載事項(営業者住所、営業者氏名、店舗の名称、店舗所在地の住居表示)に変更があった場合には、次の書類を添えて書換え交付申請を行うことができます。

(1) 必要な書類等《申請手数料：2,400円(現金)》

- ① 登録票書換え交付申請書  
(毒物及び劇物取締法施行規則別記第12号様式)(p15)
- ② 登録票

<注意事項>

- ・変更届(p18～p20)と書換え交付申請を同時に行う場合は、変更届及びその添付書類も併せて提出してください。
- ・更新申請と同時に登録票の記載事項を変更する場合は、変更届を提出すれば登録票書換え交付申請書の提出は不要です。

(2) 記載上の留意点

- ① 登録番号及び登録年月日  
登録年月日は登録票に記載されている有効期間の開始年月日を記載してください。登録票の発行年月日を登録年月日と間違えないよう留意してください。
- ② 店舗の名称及び所在地  
変更後の名称及び所在地の住居表示を記載してください。
- ③ 変更内容の事項  
変更があった「住所(法人にあっては本社所在地)」、「氏名(法人にあってはその名称)」、「店舗の名称」、「店舗所在地の住居表示」の別を記載し、変更前と変更後を具体的に記載してください。
- ④ 変更年月日  
変更が生じた年月日を記載してください。  
**\* 法人にあっては、登記年月日ではないので注意してください。**
- ⑤ 申請者の住所、氏名  
変更後の住所及び氏名を記載してください。
- ⑥ 備考  
申請者の誤記等による訂正のために書換え交付申請を行う場合は、申請に誤りがあった旨の理由を備考欄に記載してください。

### 住居表示変更又はビル等の名称変更により住所等に変更が生じた場合

営業者住所及び店舗所在地の住居表示の変更については、法律に規定する届出事項ではありませんが、営業者住所及び店舗所在地は法第6条の登録事項ですので、変更届の提出をお願いします。

なお、住居表示に関する法律に基づき、地名番地等に表示変更が生じた場合は市町村が発行する住居表示変更証明書の原本の添付又は窓口での提示をお願いします。この場合の書換え交付申請の手数料は不要です。

## 登録票書換え交付申請書

登録番号及び登録年月日		毒 第                      号                      年                      月                      日	
店 舗		所 在 地	
		名 称	
変 更 内 容	事                      項	変                      更                      前	変                      更                      後
変                      更                      年                      月                      日		年                      月                      日	
備                      考		TEL :	

一 般 販 売 業  
 上記により、毒物劇物の 農業用品目販売業 の登録の書換え交付を申請します。  
 特定品目販売業

令和                      年                      月                      日

住                      所                      〔法人にあっては、主  
 たる事務所の所在地〕

氏                      名                      〔法人にあっては、名称  
 及び代表者の氏名〕

(宛先)  
 高 槻 市 長

## 5 登録票の再交付申請

登録票を破り、汚し、又は失ったときには、次の書類を添えて再交付申請を行うことができます。

(1) 必要な書類等《申請手数料：4,000円（現金）》

- ① 登録票再交付申請書  
（毒物及び劇物取締法施行規則別記第13号様式）（p17）
- ② 破り又は汚した登録票  
（登録票を紛失した場合には紛失理由書【様式例3】（p36））

(2) 記載上の留意点

- ① 登録番号及び登録年月日  
登録年月日は登録票に記載されている有効期間の開始年月日を記載してください。登録票の発行年月日を登録年月日と間違えないよう留意してください。
- ② 店舗名称及び所在地  
登録票に記載されている店舗の名称及び所在地を記載してください。
- ③ 再交付申請の理由  
破り、汚し、又は失った等の理由を記載してください。
- ④ 申請者の住所、氏名
  - ・登録票に記載されている住所及び氏名を記載してください。
  - ・住所について、個人の場合は現住所、法人の場合は登記された本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
  - ・氏名について、法人の場合は登記された法人名及び代表者の氏名を記載してください。



## 登録票再交付申請書

登録番号及び登録年月日		毒 第 号 年 月 日
店 舗	所 在 地	
	名 称	
再 交 付 申 請 の 理 由		
備 考		TEL :

一 般 販 売 業  
上記により、毒物劇物の 農業用品目販売業 の登録の書換え交付を申請します。  
特定品目販売業

令和 年 月 日

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(宛先)  
高槻市長

## 6 変更届

- (1) 次の事項について変更が生じた場合、**30日以内**に変更届（毒物及び劇物取締法施行規則別記第11号様式の(1)）(p20)を提出してください。

変更事項	添付書類
営業者氏名 （法人にあつては名称） （※1）	個人の場合：不要 法人の場合：定款若しくは寄付行為又は登記事項証明書（ <b>6か月以内のもの</b> ）
営業者住所 （法人にあつては主たる事務所の所在地）	個人の場合：不要 法人の場合：定款若しくは寄付行為又は登記事項証明書（ <b>6か月以内のもの</b> ）
構造設備 （※2）	変更前と変更後の設備概要図 （店舗平面図、貯蔵設備の概要図又は写真）
店舗の名称	不要
店舗所在地（※3）	変更内容の良くわかる図面等（※4）
オーダー販売業 ⇒ 一般販売業	店舗平面図（※4）、貯蔵設備の概要図又は写真 取扱責任者に関する書類、登録票
一般販売業 ⇒ オーダー販売業	登録票

- ※1 営業者の氏名（法人にあつては名称）  
 婚姻、社名変更等による変更です。相続、営業譲渡等に伴い別人、別法人に変わる場合は、新規登録申請が必要になります。
- ※2 届出の必要な構造設備は次のとおり  
 毒物劇物を直接取り扱う販売業  
 ① 登録範囲内にある貯蔵設備の重要な部分の変更  
 ② 同一ビル内の同一階で事務所を移動する場合  
 （ただし、階を移る場合は新規の登録が必要）
- ※3 店舗所在地  
 店舗所在地の変更は通常、新規登録申請が必要になりますが、次の①、②に限って、店舗所在地の変更として取り扱います。  
 ① 毒物劇物を直接取り扱う販売業  
 同一ビル内の同一階で事務所を移動する場合  
 ② 毒物劇物を直接取り扱わない販売業（オーダー販売業）  
 同一ビル内で事務所を移動する場合  
 （ただし、ビル外への移動は新規の登録が必要）
- ※4 **スーパーマーケット、ビル等同一フロアに複数店舗等がある場合は、当該フロア全体の配置図も提出してください。**

## (2) 記載上の留意点

### ① 業務の種別

一般販売業、農業用品目販売業、特定品目販売業の別を記載してください。

### ② 登録番号及び登録年月日

登録年月日は登録票に記載されている有効期間の開始年月日を記載してください。登録票の発行年月日を登録年月日と間違えないよう留意してください。

### ③ 変更内容

変更前後の内容がはっきり分かるように記載してください。

### ④ 変更年月日

変更が生じた年月日を記載してください。

### ⑤ 届出者の住所、氏名

- ・住所について、個人の場合は現住所、法人の場合は登記された本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
- ・氏名について、法人の場合は登記された法人名及び代表者の氏名を記載してください。

#### **住居表示変更又はビル等の名称変更により住所等に変更が生じた場合**

営業者住所及び店舗所在地の住居表示の変更については、法律に規定する届出事項ではありませんが、営業者住所及び店舗所在地は法第6条の登録事項ですので、変更届の提出をお願いします。

なお、住居表示に関する法律に基づき、地名番地等に表示変更が生じた場合は市町村が発行する住居表示変更証明書の原本の添付又は窓口での提示をお願いします。この場合の書換え交付申請の手数料は不要です。

## 変 更 届

業 務 の 種 別		毒物劇物	販売業
登録番号及び登録年月日		毒 第	号 年 月 日
店 舗	所 在 地		
	名 称		
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日		年	月 日
備 考		TEL :	

上記により、変更の届出をします。

令和 年 月 日

住 所 } 法人にあっては、主  
たる事務所の所在地

氏 名 } 法人にあっては、名称  
及び代表者の氏名

(宛先)  
高槻市長

## 7 毒物劇物取扱責任者の変更届

毒物劇物取扱責任者を変更したときは、次の書類を添えて変更日より  
**30日以内**に毒物劇物取扱責任者変更届を提出してください。

### (1) 必要な書類等

- ① 毒物劇物取扱責任者変更届  
(毒物及び劇物取締法施行規則別記第9号様式) (p 23)
- ② 毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類 (p 9参照)
- ③ 雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類【様式例1】 (p 34)  
営業者又は法人の役員が毒物劇物取扱責任者を兼務する場合は不要です。  
その際は届出書の備考欄にその旨、当該店舗における勤務時間、休日及び毒物劇物取扱責任者として専任する旨を記載してください。
- ④ 毒物劇物取扱責任者が法第8条第2項第2号及び第3号に該当しないことを証する医師の診断書：**発行後3か月以内のもの**【様式例2】 (p 35)

### (2) 記載上の留意点

- ① 業務の種別  
一般販売業、農業用品目販売業、特定品目販売業の別を記載してください。
- ② 登録番号及び登録年月日  
登録年月日は登録票に記載されている有効期間の開始年月日を記載してください。発行年月日を登録年月日と間違えないよう留意してください。
- ③ 変更後の毒物劇物取扱責任者の資格欄上段  
法第8条第1項の第何号に該当するかを次の区分により記載してください。  
法第8条第1項第1号・・・薬剤師  
法第8条第1項第2号・・・応用化学に関する学課を修了した者  
法第8条第1項第3号・・・知事の行う試験の合格者  
なお、同項第3号に該当する場合には、( ) 内記載の一般毒物劇物取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験又は特定品目毒物劇物取扱者試験のいずれに合格した者であるかを○で囲んでください。
- ④ 変更後の毒物劇物取扱責任者の資格欄中段  
毒物劇物取扱責任者の生年月日を記載してください。
- ⑤ 変更後の毒物劇物取扱責任者の資格欄下段  
毒物劇物取扱責任者の欠格事項について、有・無のいずれか該当するものを○で囲んでください。有の場合は、その内容も記載してください。
- ⑥ 変更年月日  
変更が生じた年月日を記載してください。
- ⑦ 備考  
営業者又は法人の役員が毒物劇物取扱責任者を兼務する場合は、その旨、当該店舗における勤務時間、休日及び毒物劇物取扱責任者として専任する旨を記載してください。また、雇用契約書の写しを添付する等添付書類中に毒物劇物取扱責任者が当該店舗に専任する旨の記載欄が無い場合も専任する旨を記載してください。

⑧ 届出者の住所、氏名

- ・住所について、個人の場合は現住所、法人の場合は登記された本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
- ・氏名について、法人の場合は登記された法人名及び代表者の氏名を記載してください。

毒物劇物取扱責任者変更届

業 務 の 種 別		毒物劇物		販売業	
登 録 番 号 及 び 登 録 年 月 日		毒 第 号		年 月 日	
店 舗	所 在 地				
	名 称				
変更前の毒物劇物取扱責任者	住 所				
	氏 名				
変更後の毒物劇物取扱責任者	住 所				
	氏 名				
	資 格	法第8条第1項第 号		( 一般毒物劇物取扱者試験 農薬用品目毒物劇物取扱者試験 特定品目毒物劇物取扱者試験 )	
		法第8条第2項第1号	生年月日 年 月 日生		
の毒物劇物取扱責任者欠格事項	法第8条第2項第4号 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していないこと		有 ( ) 無		
変 更 年 月 日	年 月 日				
備 考	TEL :				

上記により、毒物劇物取扱責任者の変更の届出をします。

令和 年 月 日

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(宛先)  
高槻市長

## 8 廃止届

毒物劇物販売業の業務を廃止した場合には、登録票を添えて**廃止後30日以内**に届出を行ってください。

### (1) 必要な書類等

- ① 廃止届（毒物及び劇物取締法施行規則別記第11号様式の2）（p 25）
- ② 登録票（紛失した場合には、紛失理由書【様式例3】（p 36））

### <注意事項>

廃止届の場合、申請者が死亡（個人）若しくは解散（法人）したときは、その相続人若しくは相続人に代わって相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者が代理人として届出を行ってください。

（破産管財人、存続法人等を証明する書類を提示してください。）

### (2) 記載上の留意点

- ① 業務の種別  
廃止した業務の種別（一般販売業、農薬用品目販売業、特定品目販売業）を記載してください。
- ② 登録番号及び登録年月日  
登録年月日は登録票に記載されている有効期間の開始年月日を記載してください。発行年月日を登録年月日と間違えないよう留意してください。
- ③ 店舗の名称及び所在地  
登録票と照合し、登録票に記載されている名称、所在地を記載してください。
- ④ 廃止年月日  
実際に業務を廃止した日を記載してください。
- ⑤ 廃止の日に現に所有する毒物又は劇物の品名、数量及び保管又は処理方法  
・所有する毒物又は劇物の品目が在る場合は、その品名、数量及び保管又は処理の方法を記載して下さい。  
・所有する毒物又は劇物の品目が無い場合は「なし」と記載して下さい。
- ⑥ 備考  
廃止の理由（完全廃止、移転による廃止等）を記載してください。
- ⑦ 届出者の住所、氏名  
・住所について、個人の場合は現住所、法人の場合は登記された本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。  
・氏名について、法人の場合は、登記された法人名及び代表者名を記載してください。



## 廃 止 届

業 務 の 種 別		毒物劇物	販売業
登 録 番 号 及 び 登 録 年 月 日		毒 第	号 年 月 日
店 舗	所 在 地		
	名 称		
廃 止 年 月 日		年 月 日	
廃止の日に現に所有する毒物 又は劇物の品名、数量及び保 管 又 は 処 理 の 方 法			
備 考		理由：   TEL:	

上記により、廃止の届出をします。

令和 年 月 日

住 所〔法人にあっては、主  
たる事務所の所在地〕

氏 名〔法人にあっては、名称  
及び代表者の氏名〕

(宛先)  
高槻市長

## 9 添付書類の省略

毒物及び劇物取締法の規定による申請又は届出の際に添付すべき書類について、当該申請等以前に同一申請者が同一書類を毒物及び劇物取締法又は医薬品医療機器等法に係る書類として既に本課に提出している場合には、その旨を申請書等の備考欄に記載することにより、提出または提示を省略することができます。ただし、先に提出した内容と変更のない場合に限ります。

### <添付書類を省略できない場合>

- ・ 期限切れにより、新たに申請する場合
- ・ 登録店舗を廃止してから30日を過ぎて申請する場合
- ・ 毒物劇物に関する業務を本市で継続して実施していない場合

### <省略できる添付書類例>

- ・ 定款若しくは寄付行為又は登記事項証明書
- ・ 資格を証する書類の原本提示
- ・ 雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類
- ・ 診断書

### <備考欄の記載例>

添付する書類を省略する場合は、当該書類を提出した店舗の名称、許可（登録）番号、許可（登録）年月日及び申請等の年月日、並びに添付を省略する書類の種類（登記事項証明書、使用関係証明書等）を記載してください。

(例) 登記事項証明書は、〇〇営業所（毒第〇〇〇〇号、〇年〇月〇日登録）の〇年〇月〇日付届出に添付。

# 10 管理上の注意点

毒物及び劇物取締法・法 毒物及び劇物取締法施行令・令 毒物及び劇物取締法施行規則・規則

	事項	法条文	要 点
1	登 録	法3条	毒物又は劇物の販売業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはならない。ただし、毒物劇物の製造(輸入)業者が、その製造(輸入)した毒物劇物を毒物劇物営業者に販売・授与するときはこの限りではない。
2	販売業の種類及び品目制限	法4条の2 法4条の3	<p>一般販売業:制限品目なし</p> <p>農業用品目販売業:法で定められた農業上必要な毒物劇物のみ販売できる。 (規則第4条の2:別表第一)</p> <p>特定品目販売業:法で定められた特定の毒物劇物のみ販売できる。 (規則第4条の3:別表第二)</p> <p>オーダー販売業:毒物劇物(サンプルを含む)の貯蔵、陳列や運搬等の取扱いを全く行わない販売業。</p>
3	毒物劇物取扱責任者の業務	法7条	<p>専任の毒物劇物取扱責任者を置き、毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止に当たらせなければならない。</p> <p>【毒物劇物取扱責任者の業務について(S50.7.31 薬発第668号)】</p> <p>【毒物劇物危害防止規定について(S50.11.6 薬安第80号・薬監第134号)】</p> <p>【毒物劇物監視指導指針の制定について(H11.8.27 医薬発第1036号)】</p> <p>「危害防止規定」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 毒物劇物の貯蔵、取扱い、設備の点検、事故時の対応等を行う者の職務及び組織に関する事</li> <li>② 毒物劇物の貯蔵、取扱いに係る作業の方法に関する事項</li> <li>③ 毒物劇物の貯蔵、取扱いに係る設備の点検の方法に関する事項</li> <li>④ 毒物劇物の貯蔵、取扱いに係る設備の整備又は補修に関する事項</li> <li>⑤ 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項</li> <li>⑥ 毒物劇物の貯蔵、取扱いの作業を行う者、事故時の応急措置を行う者の教育、訓練に関する事項</li> <li>⑦ その他保健衛生上の危害を防止するために遵守しなければならない事項</li> </ol> <p>「盗難等防止規定」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 盗難・紛失を防止するための措置として設備に関する事項</li> <li>② 鍵の管理に関する事項(合鍵の数の確認・鍵の管理者の設置等)</li> <li>③ 毒物劇物の払い出しや在庫管理に関する事項</li> <li>④ 盗難・紛失発生時の警察署、保健所への届出等の手続きに関する事項</li> </ol>
4	毒物劇物の保管管理	法11条 令38条 規則4条の4 2項  法12条	<p>毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。</p> <p>・貯蔵設備の基準</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 毒物劇物は他の物と区別して貯蔵・陳列すること</li> <li>② 毒物劇物の飛散、漏流出、地下浸透を防止できるものであること</li> <li>③ 鍵をかける設備があること</li> <li>④ 貯蔵施設(保管庫)に「医薬用外毒物劇物」の表示をすること</li> </ol> <p>【毒物又は劇物の盗難・紛失防止対策及び流出・漏洩等の事故防止対策の徹底について(H15.4.4 医薬化発第404001号)】</p> <p>【毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について(H30.7.24 薬生薬審発第0724第1号)】</p> <p>・盗難防止のための鍵をかけた専用の貯蔵施設(保管庫)で貯蔵陳列すること。</p> <p>・保管場所は、事業場等の敷地境界線から十分離すか又は部外者が容易に近づくことができない措置を講じること。</p> <p>・紛失防止のために「管理簿」を作成し、定期的に在庫量を確認すること。</p>

	事項	法条文	要 点
5	容 器	法11条4項	誤飲事故防止のために、毒物劇物を飲食物と誤解されるような容器に入れな いこと。
6	譲渡手続	法14条	① 毒物劇物営業者以外の者に販売する時は、譲受人から次の事項を記載 し、 <u>押印</u> のある書面の提出を受けること。(5年間保存) ア 毒物劇物の名称 イ 数量 ウ 販売又は授与の年月日 エ 譲受人の氏名、職業、住所 ② 毒物劇物営業者に販売する時は、上のア～エの事項を記載した帳簿を作 成すること。(5年間保存)
7	交 付 の 制 限	法15条	18歳に満たない者及び取扱いに不安のある者へは、交付してはならない。 * 毒物劇物を販売する場合は、譲渡手続きの内容を遵守するとともに、交付 を受ける者について十分確認を行い、毒物劇物の使用目的及び使用量が 適切であるか確認すること。(H11.1.13 医薬発第34号)
8	爆発性等 のある毒 物劇物の 販 売	法15条2 項 法3条の4	塩素酸塩類、ナトリウム等の販売に際しては、相手の住所・氏名を確認した上 で販売すること。
9	シンナー 等の取扱い	法3条の3	みだりに摂取し、若しくは吸入し、又はこれらの目的で所持することを知りつ つ、シンナー等を販売してはならない。
10	毒物劇物 の 廃 棄	法15条の 2 令38条 令40条	毒物劇物又は施行令38条に規定するものは、施行令40条に定める方法に従 わなければ廃棄してはならない。 ① 毒物劇物を廃棄するときは、なるべく専門の業者に委託すること。 ② 毒物劇物を自己の責任のもと廃棄するときは、中和、希釈等適切な処理を し、保健衛生上の危害を生じないように十分配慮すること。その際、他の法 律(水質汚濁防止法、下水道法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 等)で併せて規制を受ける物については、それぞれの基準に従い、廃棄す ること。
11	毒物劇物 の 運 搬	法11条3 項 法16条 令40条の 2～7 規則13条 の6	① 毒物劇物を運搬する際にはふた又は弁等により密閉された容器で積載 し、運搬途中で落下、転倒又は破損などによる飛散、流出等の事故が発 生しないよう注意すること。 ② 1回につき1トンを超える毒物劇物の運搬を運搬業者に依頼する場合は、 あらかじめ運搬業者に①毒物劇物の名称②成分③含量④数量⑤事故の 際の応急措置方法を記載した書面(イエローカード)(p30)を交付するこ と。
12	情 報 の 提 供	令40条の 9	毒物劇物を取扱事業者の販売や譲渡するときは、その性状や取扱いに関する 情報を提供しなければならない。化学物質安全性データシート(MSDS)(p31 ～p33)に必要な事項が記載されている場合はMSDSで代用可能。
13	事 故 の 際 の 措 置	法17条	① 毒物劇物による事故を起こし、保健衛生上の危害を生じるおそれがある時 は、すみやかに保健所、警察署又は消防機関に連絡するとともに応急の 措置を講じなければならない。 ② 毒物劇物が盗難にあつたり紛失したりしたときは、すみやかに警察署に届 け出ること。

## イエローカード記載例

品名	アクリロニトリル	国連番号	1093
該当法規	消防法	危険物第4類(引火性液体):第1石油類	
	毒物及び劇物取締法	劇物	
	高圧ガス保安法	可燃性ガス、毒性ガス	
特性	液体、爆発性、可燃性		
危険性	加熱すると分解し、有毒ガス発生		
有害性	目・皮膚に触れると危険、河川への流入注意(水生生物に有害)		
事故発生時の 応急措置	① 車を安全な場所に移動する。(人家や人ごみを避け、できるだけ交通の障害にならないような場所に移動し、エンジンを停止する。) ② 事故の発生を大声で告げ、消防署及び警察署に通報し、人を風上に避難させる。 ③ 火気厳禁であり、エンジンの熱や火花は着火源となる。 ④ 保護具を着用し、漏れ止め・回収又は消火を行う。		
緊急通報	消防署:119 警察署:110 いつ・どこで・なにが・どうした・けが人・自分の氏名等を告げる。		
緊急連絡	(荷送会社)社名・所在地・連絡先 (運送会社)社名・所在地・連絡先		
災害拡大防止処置	<漏洩したとき> ① 有毒ガス発生、引火・爆発の可能性があるため、必ず保護具を着用して風上で作業する。 ② 付近への流出拡大防止のため、周囲を土砂等で囲い、砂、土砂、吸着マット等に吸着させ、空容器に回収する。 ③ 回収後、多量の水で洗い流す。ただし、直接河川、用水路には流さない。 <引火・発火したとき> ① 有毒ガスが発生するので、必ず保護具を着用する。爆発の可能性があるため、付近の住民を安全な場所に避難させる。 ② 消火する場合は、水噴霧を用いて消火する。容器が加熱されている場合は散水して容器を冷却する。 <救急措置> ① 皮膚に付着した場合は、直ちに衣服や靴を脱がせて、多量の水で十分に洗う。 ② 吸入した場合は、直ちに新鮮な空気のある場所に移し、安静・保温に保ち、呼吸困難な場合や呼吸が停止している場合は、人工呼吸を行う。 ③ 目に入った場合は、直ちに多量の水で15分以上洗う。 ④ 患者が発生した場合は、最寄りの病院へ運ぶ。		
特記事項	① 皮膚に触れた場合は、薬傷をおこす。 ② 目に入った場合は、結膜炎をおこす。		
保護具	保護手袋・保護長靴・保護衣・保護めがね・防毒マスク		
参考資料	製品安全データシート(MSDS)等		

## 製品安全データシート(MSDS)記載例

1. 化学物質 及び会社情報	製品:合成塩酸、合成純塩酸(塩化水素) 会社:▲▲株式会社 住所:大阪府高槻市○○町○番○号 担当部門:▲▲株式会社 営業本部 電話番号:×××-×××-×××× FAX番号:▽▽▽-▽▽▽-▽▽▽▽ 緊急連絡先:本社工場 電話番号 ▲▲▲-▲▲▲-▲▲▲▲ 整理番号:L-A-03 作成:平成4年10月1日 平成14年6月30日改訂
2. 組成、成分情報	化学名:塩酸 成分及び含有量:塩化水素35.0%以上(合成塩酸) :塩化水素38.0%以上(合成純塩酸) 化学式又は構造式:HCl 官報公示整理番号:化審法既存化学物質1-215 :安衛法 対象外 CAS No.:7647-01-0 TSCA登録の有無:有り EINECS No.:231-595-7 安衛法通知対象物質:塩化水素35~38%
3. 危険有害性の要約	分類の名称:急性毒性物質、腐食性物質 危険性:アルカリと接触すると激しく発熱する。腐食性が強く各種金属を侵し、水素ガスを発生し、空気と混合すると引火爆発の危険がある。 有害性:目や皮膚につくと炎症を起こす。のど、鼻等の粘膜を刺激し咳が出る。多量に吸入すると肺水腫を起こし死亡する。
4. 応急措置	吸入した場合:新鮮な空気の場所に移し安静にし医師の手当を受ける。 皮膚に付着した場合:汚染された衣服を脱がせ、直ちに多量の水で皮膚を洗い流す。処置後、刺激が続く様であれば医師の手当を受ける。 目に入った場合:直ちに多量の水(流水)で15分間以上洗眼し(瞼の隅々まで)速やかに眼科医の手当を受ける。 飲み込んだ場合:意識がある場合多量の水を飲ませる。直ちに医師の手当を受ける。
5. 火災時の措置 (周辺火災の場合)	消火方法:燃えない。 速やかに容器を安全な場所に移す。移動不可能な場合は、容器及び周辺に散水して冷却し、容器の破壊を防ぐ。
6. 漏出時の措置	風下の人を避難させる。必要があれば水で濡らした手拭い等で口及び鼻を覆う。 漏洩した場所の周辺にはロープを張る等して人の立ち入りを禁止し、作業の際には、必ず保護具を着用する。風下で作業をしない。 <少量漏洩した場合> 漏洩した液は、土砂等に吸着させて取り除くか又はある程度水で徐々に希釈した後、消石灰、ソーダ灰等で中和し、多量の水を用いて洗い流す。 <多量漏洩した場合> 漏洩した液は、土砂等でその流れを止め、これに吸着させるか又は安全な場所に導いて、遠くから徐々に注水してある程度希釈した後、消石灰、ソーダ灰等で中和し、多量の水を用いて洗い流す。発生するガスは霧状の水をかけ吸収させる。 この場合濃厚な廃液が河川等に排出されないよう注意する。

7. 取扱い及び 保管上の注意	<p>取扱い：引火性物質との接触をさせない。金属との接触をさせない。保護眼鏡、ゴム手袋、呼吸用保護具を着用して取り扱うことが望ましい。</p> <p>保管：可燃性及び還元性物質、強酸化剤、強塩基、強酸、金属から離しておく。換気の良い場所に保管する。</p> <p>(受入れ口)ローリーホース等との接続はフランジ結合、ねじ込み結合等とする。貯蔵場所及び取扱い場所の付近には、洗顔、手洗い装置を設ける。</p>
8. 曝露防止及び 保護措置	<p>許容濃度：日本産業衛生学会(1997年度版) 5ppm(7.5mg/m<sup>3</sup>)(最大値) ACGIH(1997年度版) 5ppm(天井値)</p> <p>設備対策：換気、局所排気の設置。</p> <p>保護具 呼吸用保護具：酸性ガス用防毒マスクまたは送気マスク 保護眼鏡：ゴーグル型 保護手袋：ゴム手袋 保護衣：保護衣、ゴム長靴</p>
9. 物理的及び 化学的性質	<p>外観等：湿った空気中で著しく発煙刺激臭のある無色の溶液。</p> <p>沸点：沸点(塩酸は共沸液) 108.584°C(20.222wt% HCl)</p> <p>比重：1.185(20°C)</p>
10. 安定性及び反応性	<p>引火点：なし 発火点：なし 爆発限界 上限：なし 下限：なし 可燃性：なし 発火性：なし(自然発火性、水との反応性) 自己反応性・爆発性：なし 粉塵爆発性：なし 安定性・反応性：金属を侵して水素を発生し、その水素が空気と混合して爆発を起こすことがある。腐食性が強く、大部分の金属を侵す。</p>
11. 有害性情報 (人についての症例、 疫学的情報を含む)	<p>皮膚腐食性：強酸で腐食性が強い。</p> <p>刺激性(皮膚、眼)：眼、呼吸器系粘膜を強く刺激する。35ppmでは、短時間曝露で喉の痛み、咳、窒息感、胸部圧迫をおぼえる。</p> <p>急性毒性(50%致死量等を含む)： 吸入ヒトLC<sub>50</sub>(最小致死濃度) 1, 300ppm/30分 吸入ラットLC<sub>50</sub>(50%致死濃度) 3, 124ppm/60分 吸入マウスLC<sub>50</sub>(50%致死濃度) 2, 142ppm/30分 経口ウサギLD<sub>50</sub>(50%致死量) 900mg/kg 腹腔内マウスLD<sub>50</sub>(50%致死量) 40mg/kg</p>
12. 環境影響情報	<p>蓄積性：特に記載すべきことなし。</p> <p>魚毒性：特に記載すべきことなし。</p>
13. 廃棄上の注意	<p>石灰乳等の溶液を徐々に攪拌しながら加え、中和させた後、多量の水で希釈して処理する。</p>

<p>14. 輸送上の注意</p>	<p>国連分類：クラス8(腐食性物質PG2)  国連番号：1789</p> <p>毒物及び劇物取締法により、容器は「毒物及び劇物の運搬容器に関する基準」に従うこと。容器表示は「医薬用外」、「劇物(白地に赤文字)」並びに成分名とその含有量(容器による販売の場合は製造者の名称及び住所)が必要である。</p> <p>危険物船舶運送及び貯蔵規則により船舶で塩酸を運送する場合には荷送人が、また貯蔵船に塩酸を貯蔵する場合には貯蔵委託者が容器包装に角辺10cmの正菱形標札を貼り付け“腐食性物質・Corrosive”と、日本語を上段に英語を下段に記載し、表示しなければならない。</p> <p>食品添加物用塩酸は食品添加物公定書により容器、包装の見易い場所につぎの表示をする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) “塩酸”という文字</li> <li>2) 製造所所在地および製造者(輸入業者)の氏名(法人の場合はその名称)</li> <li>3) 使用基準(食品添加物公定書)に適合する使用法</li> <li>4) “食品添加物”という文字</li> </ol>
<p>15. 適用法令</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 労働安全衛生法施行令別表第3 特定化学物質第3類物質 労働安全衛生法57条の2 通知対象物質</li> <li>2) 毒物及び劇物取締法第2条第2項 劇物</li> <li>3) 危険物船舶運送及び貯蔵規則第3条告示別表第3 腐しよく性物質</li> <li>4) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律政令別表第1 有害性物質D類物質</li> <li>5) 港則法施行規則第12条 危険物の腐食性物質</li> <li>6) 航空法施行規則第194条告示別表第11 腐食性物質</li> <li>7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律</li> <li>8) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律</li> <li>9) 食品衛生法施行規則第3条 健康を害う虞のない化学的合成品(別表第2)</li> <li>10) 水質汚濁防止法の施行令第3条 排水基準を定める総理府令第1条</li> <li>11) 消防法第9条の2(消火の妨げとなる物質:塩酸36%以上)</li> <li>12) 医薬品医療機器等法第44条 劇薬</li> <li>13) 大気汚染防止法第2条 第1項第3号 有害物質</li> </ol>
<p>16. その他(記載内容の問い合わせ先、引用文献等)</p>	<p>記載内容の問い合わせ先: ▲▲株式会社 営業本部  TEL x x x - x x x - x x x x FAX ▽▽▽-▽▽▽-▽▽▽▽</p> <p>引用文献</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) RTECS(1985-1986)</li> <li>2) 13599の化学 ●●工業社(1999)</li> <li>3) 製品安全データシート「塩酸」 ●●ソーダ工業会(1993)</li> <li>4) 毒劇物基準関係通知書 薬務広報社(1991)</li> <li>5) 安全衛生手帳 ●●ソーダ工業会(1992)</li> </ol>
<p>17. 注意</p>	<p>記載内容は現時点で入手できた資料、情報、データ等にもとづいて作成しておりますが、情報の正確さ、完全性を保証するものではありません。</p> <p>また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものですが、特別な取扱いをする場合には、新たに用途・用法に適した安全対策を講じた上で実施願います。</p>



## 添付書類の様式例

- 1 使用関係証書・・・・・・・・・・・・・・・・ p 3 4
- 2 医師の診断書・・・・・・・・・・・・・・・・ p 3 5
- 3 紛失理由書・・・・・・・・・・・・・・・・ p 3 6

## 使用関係証書

被用者（毒物劇物取扱責任者）

住所

氏名

上記のものは、次のとおり、使用関係にあることを証します。

1. 勤務場所 店舗所在地  
店舗名称
2. 勤務時間 午前 時 分から 午後 時 分まで
3. 休日
4. その他 被用者は毒物及び劇物取締法第7条の規定により、上記店舗専任の毒物劇物取扱責任者として業務を行います。

令和 年 月 日

使用者住所  $\left( \begin{array}{l} \text{法人にあつては、主} \\ \text{たる事務所の所在地} \end{array} \right)$

氏名  $\left( \begin{array}{l} \text{法人にあつては、名称} \\ \text{及び代表者の氏名} \end{array} \right)$

（宛先）

高槻市長

## 診 断 書

氏 名			
生年月日	年 月 日	年 齢	歳
<p>上記の者について、下記のとおり診断します。</p> <p>1. 精神機能の障害（□にチェックをつけること）</p> <p><input type="checkbox"/> 該当なし</p> <p><input type="checkbox"/> 専門家による判断が必要</p> <p>（ 専門家による判断が必要な場合において、診断名及び現に受けている治療の内容並びに現在の状況（できるだけ具体的に記載してください。（注1））</p> <p>2. 麻薬、大麻、あへん、覚醒剤の中毒者でない。</p>			
診断年月日	令和 年 月 日		
<p>医療機関</p> <p>名 称</p> <p>所在地</p> <p>TEL : (注2)</p> <p>医師の氏名</p>			

(注1) 精神機能の障害の程度・内容により、許可（登録、届出）された業務を行なうにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行なうことができるかを、専門家の意見を聞いて判断しますので具体的にお書きください。

(注2) 必要に応じて、診断書を作成した医師から、精神機能の障害の程度・内容をお聞きする場合がありますので、電話番号は必ず記載してください。

# 紛失理由書

令和 年 月 日

(宛先)  
高槻市長

店舗の所在地

店舗の名称

住 所

氏 名

業種

理由

このたび、.....の登録票を、.....のため紛失しました。

今後はこのようなことのないように十分注意して管理します。

なお、紛失した登録票を発見したときは速やかに返却します。